# 禁複写

### 審議事項(4)

(内容は今後の審議により変更される場合があります)

5. 主なコメントの概要とそれらに対する対応案

以下は、主なコメントの概要と企業会計基準委員会のそれらに対する対応です。

「コメントの概要」には主なものを記載していますが、以下に記載されていないコメントについても、企業会計基準委員会で分析を行っています。

また、以下の「コメントの概要」には、文章表現に関するものについては、記載していません。

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応案	
自己株式の取得	自己株式の取得及び保有		
基準案 27 項	「株主総会の決議によって」 「定時ないし臨時の株主総会の普通決議」	「株主総会の決議によって」…会社法どお	
	「分配可能額」 「分配可能額(会社法 461 条参照)」と追加してはどうか。	りの文言であり、参照する条文も明確にし	
	(理由)	ているので基準案のとおりとしたい。	
	自己株式の取得については、今般の会社法によりかなりの変更がある。会社法が周知されていない		
	現時点では、会計基準等においてもその点に丁寧に触れるべきではないかと思う。	「分配可能額」…参照条文(461条2項)	
	また、「分配可能額」という表現は、従来の「配当可能限度額」に変わって登場したものであり、	を追記する方向で検討したい。	
	その内容について誤解が生じないように会社法の参照条文を示すべきではないかと思う。		
基準案 28 項、	過去の経緯の記述であり、自己株式の資本控除が徹底された現在では、会計基準本文ではなく、「検	基準本文ではなく、結論の背景における	
29 項	討の経緯」に記載すべきではないか。	記載であり、また、全体のバランスを考慮	
		し、基準案のとおりとしたい。	
基準案 31 項	自己株式の取得のパターンが例示列挙されているが、平成 13 年商法改正以前に認められていた、	基準案 31 項では、会社法において限定	
	「会社の権利の実行のために必要な時」、具体的には、債権の回収の際に他にめぼしい資産がないた	列挙されている取得の形態を例示してお	
	め、自己株式を代物弁済ないし強制執行にて取得する場合がない。そうした場合でも、会計処理はや	り、また、同項において「取得の方法によ	
	はり同様となるのかどうか明示すべきではないか。	って会計処理を区別する理由はないと考	
	(理由)	え、すべての自己株式の取得に同様の会計	
	現行商法及び新会社法でも、買受規制(総会決議)に服すか、服さないかの法律的議論はあるもの	処理を適用することが適切であると考え	
	の、実務上、取引先よりの債権回収として自己株式を取得することが行われます。法律的な議論は別	た。」としているので基準案のとおりとし	
	として、そうしたケースも会計処理が同様であることを明示すべきではないか。	<i>た</i> い。	

1

(財)財務会計基準機構のWeb サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

論点の項目	コメントの概要	_ , , , _ ,  ,  ,  ,
	コハントの成女	コメントへの対応案
基準案 31 項	基準案31項について、「・・・自己株式の取得 <u>に</u> 同様の・・・」は「・・・自己株式の取得 <u>と</u> 同様の・・・」が	現行基準のままであり、「に」の方が適
	良いと思われます。	当と考えられるので基準案のとおりとし
		たい。
自己株式の処分	<b>)及び消却時の帳簿価額の算定</b>	
基準案 12 項	基準案 12 項は、「自己株式の処分及び消却時の帳簿価額は、株式の種類ごとに、会社の定めた計	現行基準のままであり、結論の背景(基
指針案 12 項	算方法に従って算定する。」としているが、この表現では、株式の種類ごとにその計算方法を異にす	準案 46 項 ) により趣旨は明らかであるが、
	るができるようにも解釈できる。そこで、「自己株式の処分及び消却時の帳簿価額は、会社の定めた	コメントどおりとした方が、文意が正確に
	計算方法に従って、株式の種類ごとに算定する。」と改め、誤解が生じないようにすべきである。な	伝わると考えられるので修正の方向で検
	お、同様の記述が指針案 12 項にもあるので、同様の修正が必要である。	討したい。
自己株式の消却		
基準案 43 項	「会社法では自己株式の消却原資についての定めがないことから」とありますが、これは、旧基準で	会計処理としては、コメントのとおりで
	「改正商法が配当可能限度額を消却原資とし」とあったことからの変更ですが、このことから、次の	あることが明確なので、基準案のとおりと
	ような論点について明示すべきである。	したい。
	(1)その他利益剰余金を原資として消却するが、不足する場合(利益剰余金は全体で+)	
	消却により「未処理損失」(その他剰余金のマイナス)が一次的に計上されるが、任意積立金等が	
	あるので全体としての利益剰余金はプラスであれば、そうした会計処理は可能であるか。	
	(2)その他利益剰余金を原資として消却するが、不足する場合(利益剰余金は全体で-)	
	任意積立金等も不足するため、消却により「未処理損失」( その他剰余金のマイナス ) を計上すれ	
	ば、全体で利益剰余金がマイナスになってしまう場合、そうした会計処理は可能であるか。	
	(理由)	
	公開草案を見る限りにおいては、「その他の資本剰余金の負の残高は適切ではない・・・」以下の	
	表現から、反対解釈でその他の利益剰余金の負の残高が生じるのは問題がなく、上記(1)(2)い	
	ずれの場合の処理も可能であるかのように読めます。	

(内容は今後の審議により変更される場合があります)

論点の項目 コメントの概要 コメントへの対応案

#### 資本金及び準備金の額の減少によって生ずる剰余金

## 基準案 19 項、 20 項

基準案 19 項は、「資本金及び準備金の額の減少によって生ずる剰余金は、減少の法的手続が完了したときに、その他の剰余金に計上する。」としている。しかし、会社法 447 条は、資本金の額の減少の効力の生ずる日を資本金の額の減少における決議事項として定めており(同条 1 項 3 号)債権者異議に関する手続きが終了していないときを除きその日を効力発生日としている(会社法 449 条 6 項 1 号)。また、準備金の額の減少も、同様に、準備金の減少の効力の生ずる日が準備金の額の減少における決議事項として定められており(会社法 448 条 1 項 3 号)原則としてその日が効力発生日となる(会社法 449 条 6 項 2 号)。したがって、基準案 19 項が資本金及び資本準備金の額の減少によって生ずる剰余金を「減少の法的手続が完了したとき」にその他資本剰余金に計上することとしていることは、会社法の規定と齟齬をきたしていることになる。そこで、それらの減少額をその他の資本剰余金に計上する時期を「資本金の額または資本準備金の額の減少決議においてその効力が生ずる日と定めた日(ただし、債権者異議手続がその日までに終了していないときには、その手続が終了した日)」に改めるべきである。

基準案 20 項についても同様のことがいえる。したがって、基準案 20 項についても、利益準備金の額の減少によって生じた剰余金をその他利益剰余金に計上する時期を「減少の法的手続が完了したとき」から「利益準備金の額の減少決議においてその効力が生ずる日と定めた日(ただし、債権者異議手続がその日までに終了していないときには、その手続が終了した日)」に改めるべきである。

「法的手続が完了したとき」は、(決議された)減少の効力発生日と債権者保護手続き完了日のいずれか遅い方という意味を含んでいるが、文意をより正確に伝えるために、当該箇所に会社法の参照条文を付す方向で検討したい。

#### 開示

## 基準案 22 項、 42 項、44 項

基準案 22 項は「取締役会等の決議によって自己株式を消却する場合」と規定しているが、会社法 178 条 2 項は、自己株式の消却の決定を取締役会設置会社においては取締役会の決議によらなければ ならないことを規定しており、取締役会設置会社でない株式会社についてはなんら規定を設けていない。このため、取締役会設置会社でない株式会社は、定款に別段の定めがある場合を除き、その決定 を取締役の過半数をもって決定することになるものと考えられる(会社法 348 条 2 項)。また、取締 役会設置会社であっても、委員会設置会社の場合、自己株式の消却の決定を取締役会の決議により執

コメントのとおりであるので、会社法の 定めと齟齬が生じないよう「取締役会等の 決議」を「取締役会等による会社の意思決 定」に置き換える方向で検討したい。

(内容は今後の審議により変更される場合があります)

		は今後の審議により変更される場合があります)
論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応案
	行役に委任でき、委任された執行役の決定に基づき行われることになる。取締役の過半数による決定	
	または執行役の決定は、取締役会とは異なり決議ではないので、「取締役会等」の「等」に含めて考	
	える場合の表現として、「決議」という用語は適切ではないので、「決定」または「決議または決定」	
	と改めるべきである。なお、同様の用語が基準案 42 項及び 44 項においても用いられているので、同	
	様の修正をすべきである。	
自己株式の取る	得及び処分の認識時点	
指針案5項	指針案 5 項において、自己株式申込証拠金等の表示区分について規定しているが、この項目は貸	自己株式申込証拠金の表示区分につい
	借対照表の純資産の部に計上される項目であるので、指針案 9 号「貸借対照表の純資産の部の表示	ては、純資産の部の表示に関する指針中の
	に関する会計基準等の適用指針(案)」において取り扱うべき内容である。また、この「自己株式申	B/S 表示例に追加される予定である。ただ
	込証拠金等」の「等」に何が含まれるかが明らかにされていないので、その内容を明確にすべきで	し、当該項目についての背景説明は、自己
	ある。	株式の会計処理を定める本指針内で行う
		ことが適当と考えられる。
		また、「自己株式申込証拠金等」は現行
		指針のままであるが、財務諸表等規則にお
		いて「自己株式申込証拠金」となっている
		ので、「等」は削除する方向で検討したい。
指針案 35 項	7 行目の「負債に計上することは適切ではなく」の部分は、直前の「新株式申込証拠金と同様に」	現行基準のままであり、趣旨は明らかで
	の部分にかかるような誤解を生じるので、その前の「これらは」の後に続けるべきである。	あるが、コメントどおりとした方が、文意
		が正確に伝わると考えられるので修正の
		方向で検討したい。
自己株式の取る	- 得原価の算定(対価が金銭以外の場合)	
指針案7項、	指針案 7 項、37 項について、自己株取得の対価として、他の種類株を新規に発行する場合、帳簿	指針案では、新たな払込みの事実がなく
37 項	価格がないため取得原価はゼロとするとのことだが、この時取得した自己株を売却した場合、BS 表	(純資産の部の株主資本内の移動 ) 払込
	記上では、その売却額全額が自己株処分差益となり、分配可能額が増えることとなる。この一連の取	資本を増加させる必要はないという考え

4

(財)財務会計基準機構のWeb サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

*^	·	マストー (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)
論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応案
	引は、他の種類株による増資を受けたのと実態として同じである一方、その増資見合い額全額が、分	方を重視しており、新たな払込みの事実が
	配可能額となってしまっている。この点に関しては更なる検討が必要と考える。	ないにも関わらず、当該取引を擬制するこ
		とは適当ではないので指針案のとおりと
		したい。
		なお、分配可能額に問題が生じるとすれ
		ば、それは会社法で対処されるべきものと
		考える。
指針案6項~	指針案第6項以下の対価が金銭以外の場合の自己株式の取得原価の算定については、設例により会	ここでは、適正な帳簿価額の算定など測
8項	計処理を示すべきである。	定の要素が多く含まれており、設例として
	(理由)	その会計処理を示すことは適当ではない
	会社法で新たに導入された制度であることから、実務に資するため、設例により具体的に会計処理	と考えられるので指針案のとおりとした
	を示すべきである。	l 1°
指針案8項	指針案8項に関して、自己株式の取得原価と取得の対価となる財(金銭以外の財産)の帳簿価額と	自己株式の取得原価と取得の対価とな
	の差額は、損益に計上するとあるが、段階利益のいずれに計上するべきか考え方を記載願いたい。	る財(金銭以外の財産)の帳簿価額との差
		額として計上する損益については、取得の
		対価となる財(金銭以外の財産)の種類等
		により、その計上区分が異なることとな
		る。この点を追記する方向で検討したい。
指針案 37 項	「自社の株式」の用語は、類似の用語があるので、「新株又は自己株式」の用語を使用するほうが	他の公開草案や会社法施行規則との関
	よいと考える。	係等を考慮しながら再度検討するが、同様
	(理由)	のコメントが他にはないことから、原則と
	指針案 37 項では、新株と自己株式の両方を包含する用語として「自社の株式」の用語が用いら	して、指針案のとおりとしたい。
	れている。しかしながら、自己株式、自己株券、自社株のように類似の用語が使用されているので、	
	「自社の株式」を使用せず、そのまま「新株又は自己株式」として規定するほうがよいと考える。	

	JAON)	は今後の審議により変更される場合があります)
論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応案
	新株の「発行」と自己株式の「処分」をあわせて自社の株式の「交付」としているが、「交付」	
	についても、あえて使用しなくてもよいと考える。	
指針案8項、	指針案 38 項で「金銭以外の財産をもって清算した場合、投資回収の結果を示すよう分配前に清算	コメントどおりである。 趣旨を明確にす
9項、38項	損益を計上することが適切である。」の意味がわかりにくい。会社の清算に際して、棚卸資産等の金	るために、「金銭以外の財産をもって会社
	銭以外の財産を株主に分配するような場合、いったん棚卸資産等を時価評価するようなことを想定し	を清算した場合、…」とする方向で検討し
	ているのかどうか。もし、そうであれば、指針案8項及び9項でいう帳簿価額との差額を「損益」に	<i>た</i> しい。
	するのは、交付する財産の「評価損益」を計上することになるが、そうした理解で良いか。	
現物配当を行	う会社の会計処理	
指針案 9 項	指針案第 9 項は、現物配当を行う会社の会計処理として、配当財産の時価と適正な帳簿価額との	指針案では、金銭以外の財産をもって剰
	差額を配当の効力発生日に属する期間損益として処理し、配当財産の時価をもって、その他資本剰	余金の配当をした場合には投下資本の回
	余金またはその他利益剰余金を減額するものとしている。確かに、金銭以外の財産をもって剰余金	収が行われたものとして損益を計上する
	の配当をした場合、その時に投下資本の回収が行われたものとして損益を計上することが適切のよ	ことが適切という考え方を重視している。
	うに思われる。しかし、現物配当により事業活動の成果が生じるものではないので、損益として計	また、指針案によれば、会社法における
	上しないことも考えられる。そして、公正な評価額が算定されない場合には帳簿価額よりその他資	「配当財産の帳簿価額の総額」は配当財産
	本剰余金またはその他利益剰余金を減額することを認めているが、価格交渉をする相手方が存在し	の時価となるので、会社法の定めと異なる
	ないので、時価の算定が恣意的になることも考えられる。また、会社法 446 条において定める剰余	処理とはならないと考える。
	金の額の算定において減額する額は「配当財産の帳簿価額の総額」である(同条 6 号イ)ので、配	したがって、指針案のとおりとしたい。
	当財産の時価をもってその他資本剰余金またはその他利益剰余金の額を減額することは、会社法の	
	規定と異なる処理となる。さらに、現物配当の効力発生日にその差額を損益として認識せずに、現	
	物配当財産の帳簿価額をもって、その他資本剰余金またはその他利益剰余金の額を減額したとして	
	も、その事業年度末における純資産の額は、その差額を損益として認識した場合と異ならない。	
	このようなことから、現物配当が実施された場合に、その他資本剰余金またはその他利益剰余金か	
	ら減額する額を現物配当財産の帳簿価額とすべきとの意見があった。	
指針案 9 項	配当財産の時価が下落していると、現物配当の際に損失が計上されることが考えられる。当該損失	取締役会等による現物配当の意思決定

と減損会計適用による減損損失との関係が必ずしも明確ではないので、明示すべきと考える。 (理由) 減損会計において、減損損失は使用価値と正味売却価額のいずれか高い価額に基づいて測定し、資 産には適正な帳簿価額を付すこととされている。一方、現物配当に際して、資産は時価評価されるの で、損失が計上されるケースが考えられる。 取締役会等による現物配当の意思決定が資産の使用範囲又は方法について回収可能価額を著しく 低下させる変化(適用指針第6号「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」第13項)に該当す るかどうかと、それが該当するとした場合に現物配当により見込まれる損失と減損損失として計上す べきものとの関係が明確ではないと思われる。したがって、これらの関係を明確にすべきと考える。  提針案9項 (1)、38項 (1)、38項 (1)、38項 (1) 無効型の行う会計処理を扱っている指針案第9項(1)は、配当財産が子会社株式又は関連会社 株式であって、これを株式数に応じて比例的に配当(按分型の配当)する場合についての時価処理の 例外として設けているが、削除すべきと考えられる。 (理由】 指針案第9項は原則として時価で会計処理をするとしながら、同第38項で人的分割や共通支配下及 び時価が合理的に算定できない事例を示し、損益を計上しないとしている。しかしながら、子会社株 式や関係会社株式に時価が存在する場合(上場会社等)もあり、第9項(1)を例外とする理由が見当 たらない。人的分割の際に損益を計上しないとするのであれば、第9項(3)が設けられていれば十分 であると考えられる。  現物配当の会計処理については、自己株式の処理とは分けで独立の区分にすべきではないか。「自 は対象の会社が関心の影響を当して関心に対したい。  指針案9項 現物配当の会計処理については、自己株式の処理とは分けて独立の区分にすべきではないか。「自 は対象に対しては、現物配当の会計処理を、 銭以外の財産をもって自己株式を取得			は今後の審議により変更される場合があります)
(理由) 減損会計において、減損損失は使用価値と正味売却価額のいずれか高い価額に基づいて測定し、資産には適正な帳簿価額を付すこととされている。一方、現物配当に際して、資産は時価評価されるので、損失が計上されるケースが考えられる。 取締役会等による現物配当の意思決定が資産の使用範囲又は方法について回収可能価額を著しく低下させる変化(適用指針第6号「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」第13項)に該当するとも表える。なお、分割型の会社分割の場合も、減ったものとの関係が明確ではないと思われる。したがって、これらの関係を明確にすべきと考える。なが、投資が継続しているとみるため、減損損失として計上すべきものとの関係が明確ではないと思われる。したがって、これらの関係を明確にすべきと考える。なが、投資が継続しているとみるため、会社分割が行われなかったものと仮定で行うこととなる。  指針案9項 (1)、38項 現物配当を行う会計処理を扱っている指針案第9項(1)は、配当財産が子会社株式又は関連会社株式であって、これを株式数に応じて比例的に配当(按分型の配当)する場合についての時価処理の例外として設けているが、削除すべきと考えられる。 (理由) 指針案第9項は原則として時価で会計処理をするとしながら、同第38項で人的分割や共通支配下及び時価が合理的に算定できない事例を示し、損益を計上しないとしている。しかしながら、子会社株式や関係会社株式に時価が存在する場合(上場会社等)もあり、第9項(1)を例外とする理由が見当たらない。人的分割の際に損益を計上しないとするのであれば、第9項(3)が設けられていれば十分であると考えられる。  指針案9項 現物配当の会計処理については、自己株式の処理とは分けて独立の区分にすべきではないか。「自 指針案では、現物配当の会計処理を、	論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応案
減損会計において、減損損失は使用価値と正味売却価額のいずれか高い価額に基づいて測定し、資産には適正な帳簿価額を付すこととされている。一方、現物配当に際して、資産は時価評価されるので、損失が計上されるケースが考えられる。 取締役会等による現物配当の意思決定が資産の使用範囲又は方法について回収可能価額を著しく低下させる変化(適用指針第6号「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針)第13項)に該当するかどうかと、それが該当するとした場合に現物配当により見込まれる損失と減損損失として計上すべきものとの関係が明確ではないと思われる。したがって、これらの関係を明確にすべきと考える。  指針案9項 (1)、38項  現物配当を行う会計処理を扱っている指針案第9項(1)は、配当財産が子会社株式又は関連会社株式であって、これを株式数に応じて比例的に配当(按分型の配当)する場合についての時価処理の例外として設けているが、削除すべきと考えられる。 【理由】 指針案第9項は原則として時価で会計処理をするとしながら、同第38項で人的分割や共通支配下及び時価が合理的に算定できない事例を示し、損益を計上しないとしている。しかしながら、子会社株式や関係会社株式に時価が存在する場合(上場会社等)もあり、第9項(1)を例外とする理由が見当たらない。人的分割の際に損益を計上しないとするのであれば、第9項(3)が設けられていれば十分であると考えられる。 現物配当の会計処理については、自己株式の処理とは分けて独立の区分にすべきではないか。「自己株式の会計処理」と並立する形として「現物配当の会計処理」とする。  指針案9項		と減損会計適用による減損損失との関係が必ずしも明確ではないので、明示すべきと考える。	は、一般に減損の兆候に該当し、現物配当
産には適正な帳簿価額を付すこととされている。一方、現物配当に際して、資産は時価評価されるので、損失が計上されるケースが考えられる。 取締役会等による現物配当の意思決定が資産の使用範囲又は方法について回収可能価額を著しく低下させる変化(適用指針第6号「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」第13項)に該当するが、投資が継続しているとみるためるかどうかと、それが該当するとした場合に現物配当により見込まれる損失と減損損失として計上すべきものとの関係が明確ではないと思われる。したがって、これらの関係を明確にすべきと考える。  指針案 9項 現物配当を行う会計処理を扱っている指針案第9項(1)は、配当財産が子会社株式又は関連会社株式であって、これを株式数に応じて比例的に配当(按分型の配当)する場合についての時価処理の例外として設けているが、削除すべきと考えられる。 【理由】 指針案第9項は原則として時価で会計処理をするとしながら、同第38項で人的分割や共通支配下及び時価が合理的に算定できない事例を示し、損益を計上しないとしている。しかしながら、子会社株式や関係会社株式に時価が存在する場合(上場会社等)もあり、第9項(1)を例外とする理由が見当たらない。人的分割の際に損益を計上しないとするのであれば、第9項(3)が設けられていれば十分であると考えられる。  指針案 9項 現物配当の会計処理については、自己株式の処理とは分けて独立の区分にすべきではないか。「自己株式の会計処理と立立する形として「現物配当の会計処理」とする。  指針案では、現物配当の会計処理を		(理由)	の意思決定が行われた後は処分(投資の清
で、損失が計上されるケースが考えられる。 取締役会等による現物配当の意思決定が資産の使用範囲又は方法について回収可能価額を著しく 低下させる変化(適用指針第6号「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」第13項)に該当す るかどうかと、それが該当するとした場合に現物配当により見込まれる損失と減損損失として計上す べきものとの関係が明確ではないと思われる。したがって、これらの関係を明確にすべきと考える。 指針案9項 (1)、38項  現物配当を行う会計処理を扱っている指針案第9項(1)は、配当財産が子会社株式又は関連会社 株式であって、これを株式数に応じて比例的に配当(按分型の配当)する場合についての時価処理の 例外として設けているが、削除すべきと考えられる。 【理由】 指針案第9項は原則として時価で会計処理をするとしながら、同第38項で人的分割や共通支配下及 び時価が合理的に算定できない事例を示し、損益を計上しないとしている。しかしながら、子会社株 式や関係会社株式に時価が存在する場合(上場会社等)もあり、第9項(1)を例外とする理由が見当 たらない。人的分割の際に損益を計上しないとするのであれば、第9項(3)が設けられていれば十分 であると考えられる。  指針案9項  現物配当の会計処理については、自己株式の処理とは分けて独立の区分にすべきではないか。「自 己株式の会計処理」と並立する形として「現物配当の会計処理」とする。  なお、分割型の会社分割の場合も、減の水候に該当すると考えることが適当 あるが、投資が継続していると考えるに 減損損失の認識の判定にあたっては、当 は針案9項(1)について、分割型の会 社分割(按分型)の場合と子会社株式を例的に按分する場合の2つに分けて明記る方向で検討したい。  指針案9項  現物配当の会計処理については、自己株式の処理とは分けて独立の区分にすべきではないか。「自 己株式の会計処理」と並立する形として「現物配当の会計処理」とする。   は以外の財産をもって自己株式を取得		減損会計において、減損損失は使用価値と正味売却価額のいずれか高い価額に基づいて測定し、資	算)予定の資産と同様に会計処理が行われ
取締役会等による現物配当の意思決定が資産の使用範囲又は方法について回収可能価額を著しく低下させる変化(適用指針第6号「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」第13項)に該当するかどうかと、それが該当するとした場合に現物配当により見込まれる損失と減損損失として計上すべきものとの関係が明確ではないと思われる。したがって、これらの関係を明確にすべきと考える。		産には適正な帳簿価額を付すこととされている。一方、現物配当に際して、資産は時価評価されるの	ることになると考える。
低下させる変化(適用指針第6号「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」第13項)に該当するかどうかと、それが該当するとした場合に現物配当により見込まれる損失と減損損失として計上すべきものとの関係が明確ではないと思われる。したがって、これらの関係を明確にすべきと考える。		で、損失が計上されるケースが考えられる。	なお、分割型の会社分割の場合も、減損
るかどうかと、それが該当するとした場合に現物配当により見込まれる損失と減損損失として計上す べきものとの関係が明確ではないと思われる。したがって、これらの関係を明確にすべきと考える。		取締役会等による現物配当の意思決定が資産の使用範囲又は方法について回収可能価額を著しく	の兆候に該当すると考えることが適当で
べきものとの関係が明確ではないと思われる。したがって、これらの関係を明確にすべきと考える。 会社分割が行われなかったものと仮定で行うこととなる。 現物配当を行う会計処理を扱っている指針案第9項(1)は、配当財産が子会社株式又は関連会社 株式であって、これを株式数に応じて比例的に配当(按分型の配当)する場合についての時価処理の例外として設けているが、削除すべきと考えられる。 【理由】 指針案第9項は原則として時価で会計処理をするとしながら、同第38項で人的分割や共通支配下及び時価が合理的に算定できない事例を示し、損益を計上しないとしている。しかしながら、子会社株式や関係会社株式に時価が存在する場合(上場会社等)もあり、第9項(1)を例外とする理由が見当たらない。人的分割の際に損益を計上しないとするのであれば、第9項(3)が設けられていれば十分であると考えられる。 現物配当の会計処理については、自己株式の処理とは分けて独立の区分にすべきではないか。「自 指針案では、現物配当の会計処理を、		低下させる変化(適用指針第6号「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」第13項)に該当す	あるが、投資が継続しているとみるため、
指針案 9 項 現物配当を行う会計処理を扱っている指針案第 9 項(1) は、配当財産が子会社株式又は関連会社 株式であって、これを株式数に応じて比例的に配当(按分型の配当)する場合についての時価処理の 付別として設けているが、削除すべきと考えられる。 【理由】 指針案第9項は原則として時価で会計処理をするとしながら、同第38項で人的分割や共通支配下及 び時価が合理的に算定できない事例を示し、損益を計上しないとしている。しかしながら、子会社株 式や関係会社株式に時価が存在する場合(上場会社等)もあり、第9項(1)を例外とする理由が見当 たらない。人的分割の際に損益を計上しないとするのであれば、第9項(3)が設けられていれば十分 であると考えられる。 現物配当の会計処理については、自己株式の処理とは分けて独立の区分にすべきではないか。「自		るかどうかと、それが該当するとした場合に現物配当により見込まれる損失と減損損失として計上す	減損損失の認識の判定にあたっては、当該
指針案 9 項 現物配当を行う会計処理を扱っている指針案第 9 項 (1) は、配当財産が子会社株式又は関連会社 株式であって、これを株式数に応じて比例的に配当(按分型の配当)する場合についての時価処理の例外として設けているが、削除すべきと考えられる。 【理由】     指針案第9項は原則として時価で会計処理をするとしながら、同第38項で人的分割や共通支配下及び時価が合理的に算定できない事例を示し、損益を計上しないとしている。しかしながら、子会社株式や関係会社株式に時価が存在する場合(上場会社等)もあり、第9項(1)を例外とする理由が見当たらない。人的分割の際に損益を計上しないとするのであれば、第9項(3)が設けられていれば十分であると考えられる。     現物配当の会計処理については、自己株式の処理とは分けて独立の区分にすべきではないか。「自己株式の対産をもって自己株式を取得		べきものとの関係が明確ではないと思われる。したがって、これらの関係を明確にすべきと考える。	会社分割が行われなかったものと仮定し
(1)、38項 株式であって、これを株式数に応じて比例的に配当(按分型の配当)する場合についての時価処理の例外として設けているが、削除すべきと考えられる。 【理由】 指針案第9項は原則として時価で会計処理をするとしながら、同第38項で人的分割や共通支配下及び時価が合理的に算定できない事例を示し、損益を計上しないとしている。しかしながら、子会社株式や関係会社株式に時価が存在する場合(上場会社等)もあり、第9項(1)を例外とする理由が見当たらない。人的分割の際に損益を計上しないとするのであれば、第9項(3)が設けられていれば十分であると考えられる。  指針案9項 現物配当の会計処理については、自己株式の処理とは分けて独立の区分にすべきではないか。「自己株式の会計処理」と並立する形として「現物配当の会計処理」とする。  は分割(按分型)の場合と子会社株式を例的に按分する場合の2つに分けて明記る方向で検討したい。  を対したい。  は分割(按分型)の場合と子会社株式を例的に接分する場合の2つに分けて明記を方向で検討したい。  を対したい。  は分割(技分型)の場合と子会社株式を例的に接分する場合の2つに分けて明記を方向で検討したい。  を対したい。  は分割(技分型)の場合と子会社株式を同のに対したい。  を対したい。  は分割(技分型)の場合と子会社株式を同のに対したい。			て行うこととなる。
例外として設けているが、削除すべきと考えられる。 【理由】  指針案第9項は原則として時価で会計処理をするとしながら、同第38項で人的分割や共通支配下及 び時価が合理的に算定できない事例を示し、損益を計上しないとしている。しかしながら、子会社株 式や関係会社株式に時価が存在する場合(上場会社等)もあり、第9項(1)を例外とする理由が見当 たらない。人的分割の際に損益を計上しないとするのであれば、第9項(3)が設けられていれば十分 であると考えられる。  指針案9項 現物配当の会計処理については、自己株式の処理とは分けて独立の区分にすべきではないか。「自 己株式の会計処理」と並立する形として「現物配当の会計処理」とする。  場的に按分する場合の2つに分けて明記で る方向で検討したい。  相針案第項に対したい。  指針案では、現物配当の会計処理をは分けて独立の区分にすべきではないか。「自 3は以外の財産をもって自己株式を取得	指針案 9 項	現物配当を行う会計処理を扱っている指針案第9項(1)は、配当財産が子会社株式又は関連会社	指針案 9 項 (1) について、分割型の会
【理由】     指針案第9項は原則として時価で会計処理をするとしながら、同第38項で人的分割や共通支配下及び時価が合理的に算定できない事例を示し、損益を計上しないとしている。しかしながら、子会社株式や関係会社株式に時価が存在する場合(上場会社等)もあり、第9項(1)を例外とする理由が見当たらない。人的分割の際に損益を計上しないとするのであれば、第9項(3)が設けられていれば十分であると考えられる。  指針案9項     現物配当の会計処理については、自己株式の処理とは分けて独立の区分にすべきではないか。「自己株式の会計処理」と並立する形として「現物配当の会計処理」とする。      まずをでは、現物配当の会計処理をもって自己株式を取得	(1)、38項	株式であって、これを株式数に応じて比例的に配当(按分型の配当)する場合についての時価処理の	社分割(按分型)の場合と子会社株式を比
指針案第9項は原則として時価で会計処理をするとしながら、同第38項で人的分割や共通支配下及び時価が合理的に算定できない事例を示し、損益を計上しないとしている。しかしながら、子会社株式や関係会社株式に時価が存在する場合(上場会社等)もあり、第9項(1)を例外とする理由が見当たらない。人的分割の際に損益を計上しないとするのであれば、第9項(3)が設けられていれば十分であると考えられる。  指針案 9項 現物配当の会計処理については、自己株式の処理とは分けて独立の区分にすべきではないか。「自 指針案では、現物配当の会計処理を、		例外として設けているが、削除すべきと考えられる。	例的に按分する場合の2つに分けて明記す
び時価が合理的に算定できない事例を示し、損益を計上しないとしている。しかしながら、子会社株式や関係会社株式に時価が存在する場合(上場会社等)もあり、第9項(1)を例外とする理由が見当たらない。人的分割の際に損益を計上しないとするのであれば、第9項(3)が設けられていれば十分であると考えられる。  指針案 9 項 現物配当の会計処理については、自己株式の処理とは分けて独立の区分にすべきではないか。「自己株式の会計処理」と並立する形として「現物配当の会計処理」とする。  銭以外の財産をもって自己株式を取得		【理由】	る方向で検討したい。
式や関係会社株式に時価が存在する場合(上場会社等)もあり、第9項(1)を例外とする理由が見当たらない。人的分割の際に損益を計上しないとするのであれば、第9項(3)が設けられていれば十分であると考えられる。  指針案 9 項 現物配当の会計処理については、自己株式の処理とは分けて独立の区分にすべきではないか。「自 指針案では、現物配当の会計処理を、3		指針案第9項は原則として時価で会計処理をするとしながら、同第38項で人的分割や共通支配下及	
たらない。人的分割の際に損益を計上しないとするのであれば、第9項(3)が設けられていれば十分であると考えられる。  指針案 9 項 現物配当の会計処理については、自己株式の処理とは分けて独立の区分にすべきではないか。「自 指針案では、現物配当の会計処理を、		び時価が合理的に算定できない事例を示し、損益を計上しないとしている。しかしながら、子会社株	
であると考えられる。 指針案 9 項 現物配当の会計処理については、自己株式の処理とは分けて独立の区分にすべきではないか。「自 指針案では、現物配当の会計処理を、3 己株式の会計処理」と並立する形として「現物配当の会計処理」とする。		式や関係会社株式に時価が存在する場合(上場会社等)もあり、第9項(1)を例外とする理由が見当	
指針案 9 項 現物配当の会計処理については、自己株式の処理とは分けて独立の区分にすべきではないか。「自 指針案では、現物配当の会計処理を、第		たらない。人的分割の際に損益を計上しないとするのであれば、第9項(3)が設けられていれば十分	
己株式の会計処理」と並立する形として「現物配当の会計処理」とする。		であると考えられる。	
	指針案 9 項	現物配当の会計処理については、自己株式の処理とは分けて独立の区分にすべきではないか。「自	指針案では、現物配当の会計処理を、金
(理由) た場合の派生的な論点として取り扱って		己株式の会計処理」と並立する形として「現物配当の会計処理」とする。	銭以外の財産をもって自己株式を取得し
		(理由)	た場合の派生的な論点として取り扱って
現物による配当が可能になったことは、会社法の大きな変更点なので、自己株式の論点とは別にしいる。今後、現物配当が頻繁に行われる。		現物による配当が可能になったことは、会社法の大きな変更点なので、自己株式の論点とは別にし	いる。今後、現物配当が頻繁に行われるよ
て明確にわかるようにすべきではないかと思う。考え方が同じであるということは、適用指針の結論 うになった場合には、別途実務上の取扱		て明確にわかるようにすべきではないかと思う。考え方が同じであるということは、適用指針の結論	うになった場合には、別途実務上の取扱い

(内容は今後の審議により変更される場合があります)

	(1.50)	よう後の番譲により変更される場合がありまり)
論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応案
	の背景 38 項でまとめて記載すればすむことだと思う。	を明らかにする必要が生じるものと思わ
		れるが、現段階では指針案のとおりとした
		l 1 <sub>0</sub>
指針案 9 項	適用指針(案)第9項では、現物配当を行う場合、配当財産を時価評価し、適正な帳簿価額との差	配当財産の時価と適正な帳簿価額との
	額を損益とするとしている。損益計上する場合の損益計算書の計上区分及び勘定科目が示されていな	差額として計上する損益については、配当
	いので、適用指針において示すべきと考える。	財産の種類等により、その計上区分が異な
	(理由)	ることとなる。この点を追記する方向で検
	適用指針(案)第9項では、配当財産を時価評価した際に計上される損益について、計上すべき損	討したい。
	益計算書の損益区分と勘定科目が示されていない。例えば、有価証券を配当財産とした場合と、土	
	地のような固定資産を配当財産とした場合で、計上される損益計算書の損益区分(例えば営業外損	
	益、特別損益)及び勘定科目がどのようになるのかが明確ではなく、実務上、混乱する懸念がある	
	ので、具体的に示すべきと考える。	
	現物配当の対象となる財産にはいくつかの種類が考えられるが、実務上の混乱が生じないように、	
	損益計算書の計上区分及び勘定科目についても明示すべきである。また、会社法により新たに導入	
	された制度であることから、実務に資するため、設例により具体的に会計処理を示すべきである。	
子会社及び関連	<b>[会社が保有する当該会社の自己株式に関連する連結財務諸表における取扱い</b>	
指針案 17 項、	子会社が保有する当該会社の自己株式に関する取り扱いについて、当適用指針では追加取得及び一	49 項にもあるように、連結財務諸表の作
46 項~55 項	部売却に準じて処理することとしており、資本取引とはしないこととしている(適用指針第 17 項、	成目的と密接に関連する問題であること
	第 46 項~55 項)。現行の基準をもとにした場合、この結論は妥当と考えるが、国際的な潮流等が変	から、現段階では指針案のとおりとした
	化してきており、適宜見直しを行なっていただきたい。	ι <sub>1</sub> °
指針案 18 項	適用指針18項で「自己株式の取得の対価と少数株主持分の減少額との差額をのれんとして処理す	自己株式を時価よりも高い価額で買い
	る。」について確認ですが、全額をのれんとするという理解で良いでしょうか。自己株式の時価がと	取り、プレミアムが発生しているような場
	れる場合で、	合であっても、親会社による子会社株式の
	少数株主持分の減少額 < 自己株式の時価 < 自己株式の取得の対価	追加取得と同様の考え方によれば、全額を

8

(財)財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

·	コメント への対応安
100	コメントへの対応案
となっている場合、	のれんとして処理するのが適当と考えら
自己株式の時価 - 少数株主持分の減少額 をP/Lとして処理、	れる。
自己株式の取得の対価 - 自己株式の時価 をのれんとして処理	
する等も考えられるかと思います。(無形資産のようなものへの分類をはさむことはないという理	
gで良いでしょうか)また、負ののれんの計上もあるという理解で良いでしょうか。	
子会社が保有する当該会社の自己株式に関する取り扱いにおいて、子会社等で計上した自己株式処	個別上は基準案に基づいた処理が行わ
}差損益の取り扱いについても、明確にしていただきたい。	れる。また、連結上、子会社等で計上した
	自己株式処分差損益は、資本連結において
	相殺消去されることとなる。この処理は、
	連結に関する現行の実務指針において明
	確にされているので、基準等への追記は不
	要と考えている。
適用指針(案)の設例1の図表で示されている連結修正仕訳のうち、平成 X2 年 3 月 31 日(決算日)	法人税等を使用する方法と法人税等調
B正仕訳において、貸方に「法人税等調整額 32」が記載されているが、従来の設例どおり、「法人税	整額を使用する方法の両者が考えられる
〒32」でよいと考える。	が、税効果会計の考え方との整合性を重視
〔理由)	して、コメントどおり (前者の方法)に修
設例の取引は税効果会計の対象にならないと考えられるので、従来どおりの勘定科目「法人税等」	正する方向で検討したい(指針案による修
になると考えられる。	正を取消す)。
当該税金の修正は子会社の親会社株式売却を連結上親会社持分相当部分は資本取引として処理す	
ることによる損益計算書に計上された法人税等の取消であり、財務諸表等規則第 95 条の 5、1 項 2	
号(税効果会計の適用に計上される法人税、住民税及び事業税)の法人税等調整額に該当しない。	
「説例1.連結財務諸表における子会社及び関連会社が保有する親会社株式等の取扱い」中の平成	基準案では、現行基準と同様、子会社及
2年3月31日の連結修正仕訳は次ののように記載されていますが、連結財務諸表上、有価証券売	   75関連会社が保有する親会社株式につい。
	コメントの概要 となっている場合、 自己株式の時価 - 少数株主持分の減少額 をP/Lとして処理、 自己株式の取得の対価 - 自己株式の時価 をのれんとして処理 する等も考えられるかと思います。(無形資産のようなものへの分類をはさむことはないという理で良いでしょうか)また、負ののれんの計上もあるという理解で良いでしょうか。 子会社が保有する当該会社の自己株式に関する取り扱いにおいて、子会社等で計上した自己株式処差損益の取り扱いについても、明確にしていただきたい。  遠田指針(案)の設例1の図表で示されている連結修正仕訳のうち、平成 X2 年 3 月 31 日(決算日) まに仕訳において、貸方に「法人税等調整額 32」が記載されているが、従来の設例どおり、「法人税32」でよいと考える。 理由) 設例の取引は税効果会計の対象にならないと考えられるので、従来どおりの勘定科目「法人税等」になると考えられる。 当該税金の修正は子会社の親会社株式売却を連結上親会社持分相当部分は資本取引として処理することによる損益計算書に計上された法人税等の取消であり、財務諸表等規則第 95 条の 5、1 項 2 号(税効果会計の適用に計上される法人税、住民税及び事業税)の法人税等調整額に該当しない。「説例1.連結財務諸表における子会社及び関連会社が保有する親会社株式等の取扱い」中の平成

論点の項目		は今後の番譲により変更される場合かめります)
調点の項目	コメントの概要	コメントへの対応案
	却益が20だけ残ってしまうことには意味がないと考えられますし、また法人税等40と法人税等調	て持分按分の考え方を採っていることか
	整額32が両建で残ることもおかしいと思います。	ら、有価証券売却益 20 は残ることとなる。
	連結上は資本剰余金48だけが税引後で計上される形にするよう、次の の仕訳とすべきと考えま	法人税等調整額32については同上。
	すが、いかがでしょうか。	
	少数株主損益12 / 少数株主持分12	
	有価証券売却益80/法人税等調整額32	
	/ 資本剰余金 48	
	有価証券売却益20/少数株主持分12	
	/ 法人税等 8	
	有価証券売却益80/法人税等 32	
	/資本剰余金48	
その他		
株式の無償	「株式会社は、株主(種類株式発行会社にあっては、ある種類の種類株主)に対して新たに払込み	株式無償割当ての会計処理について、指
割当	をさせないで当該株式会社の株式の割当てをすることができる。」(会社法第185条)こととされ、	針案の枠内(指針案7項)で解釈すると、
	株式無償割当ての制度が新たに導入されたが、これに関する会計処理についても示すべきである。	新株を発行した場合は仕訳なし、自己株式
	(理由)	を処分する場合はその帳簿価額を自己株
	会社法で新たに導入された制度であり、実務上その利用が多くなると見込まれるため、これに関す	式処分差損として処理することになると
	る会計処理を示すべきである。	思われる。その旨、指針案7項に対応する
		結論の背景に追記する方向で検討したい。
全般に関す	会計基準は、実務に密着しており、判り易くする努力をして欲しい。判り易くするために、会計基	国際会計基準も同様であり、現状、変更
る要望	準および適用指針を一つにできないものか。	する予定はない。